

第22号議案

平成30年度京都府一般会計補正予算（第4号）

平成30年度京都府の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,285,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ887,340,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

平成30年9月13日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		76,227,271 ^{千円}	164,600 ^{千円}	76,391,871 ^{千円}
	1 国庫負担金	49,173,740	93,000	49,266,740
	2 国庫補助金	25,326,771	71,600	25,398,371
12 繰入金		9,228,524	929,400	10,157,924
	2 基金繰入金	8,510,143	929,400	9,439,543

款	項	補正前の額	補正額	計
15 府 債		121,907,000 ^{千円}	191,000 ^{千円}	122,098,000 ^{千円}
	1 府 債	121,907,000	191,000	122,098,000
歳 入	合 計	886,055,204	1,285,000	887,340,204

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		46,779,905 ^{千円}	23,000 ^{千円}	46,802,905 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	23,947,958	23,000	23,970,958
3 民 生 費		156,216,200	75,000	156,291,200
	1 社 会 福 祉 費	123,967,468	12,000	123,979,468
	2 児 童 福 祉 費	28,243,117	63,000	28,306,117
6 農 林 水 産 業 費		20,905,258	156,000	21,061,258
	1 農 業 費	6,261,277	143,000	6,404,277
	2 茶 業 費	345,743	3,000	348,743
	5 林 業 費	7,068,403	10,000	7,078,403
7 商 工 費		76,383,479	55,000	76,438,479
	1 商 工 業 費	75,355,811	55,000	75,410,811
8 土 木 費		65,974,736	500,000	66,474,736
	2 道 路 橋 り よ う 費	20,576,947	373,000	20,949,947
	3 河 川 海 岸 費	20,853,485	92,000	20,945,485

	6 公 園 費	2,106,179	35,000	2,141,179
10 教 育 費		169,589,561	153,000	169,742,561
	6 大 学 費	12,186,144	37,000	12,223,144
	8 文 化 財 保 護 費	2,667,685	116,000	2,783,685
11 災 害 復 旧 費		14,987,505	323,000	15,310,505
	3 庁 舎 等 災 害 復 旧 費	79,000	323,000	402,000
12 公 債 費		113,173,233	0	113,173,233
	1 公 債 費	113,173,233	0	113,173,233
歳 出 合 計		886,055,204	1,285,000	887,340,204

第2表 府債補正

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
社会福祉施設等災害復旧事業費	10,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。	28,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。	
単独災害庁舎等復旧事業費	18,000			2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。				124,000	2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。
府立学校施設等災害復旧事業費	19,000			3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。				86,000	3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
計	121,907,000				122,098,000				